

エラスティック

ソフトウェア利用契約

編集や交渉のためではない。

発効日: 2024年5月10日

本Elasticソフトウェア利用契約は、すべての添付書類、補遺（以下に定義）、スケジュール、展示物、および参照されたURLの文書（これらはすべて参照することにより本契約に組み込まれます）を含み、Elastic事業者（以下「Elastic」といいます。）と「お客様」として特定される事業者（以下「お客様」）との間で締結されるものであり、エラスティックとお客様が締結したエラスティック注文書（以下「注文書」）の署名欄に記載されています。ただし、米国政府のお客様の場合のみ、本契約は、米国政府のお客様が本契約の対象となる製品またはサービスを取得するための政府契約または政府発注を政府が締結した日に締結され、米国政府のお客様の場合のみ、本契約は政府契約または政府発注の補遺契約となります。

1 定義

本書で使用される大文字の用語は、以下に記載される意味、または当該用語が最初に使用される箇所において該当する意味を有する。

1.1 「補遺」とは、本契約の補遺であって、当該補遺の対象となる本製品に固有の追加条件を定めるものをいう。

1.2 「関連会社」とは、ある当事者に関して、当該当事者を支配する、当該当事者に支配される、または当該当事者と共通の支配下にある事業者を意味する。「支配」とは、当該事業者の発行済議決権株式の少なくとも50%を所有すること、または当該事業者の方針を決定し、当該事業者の運営を管理する契約上の権利を意味する。

1.3 「ドキュメント」とは、Elasticが <https://www.elastic.co/guide/index.html>。

1.4 「適格な特徴及び機能」とは、お客様が購入したサブスクリプション・レベルに関して使用することができるエラスティック製品の特徴及び機能を意味します。本製品の各バージョンに対応する「適格な機能及び特徴」のリストは、<https://www.elastic.co/subscriptions>。エラスティックは、サブスクリプション期間中、エラスティック製品のサブスクリプションレベルの適格な機能及び特徴を随時変更することができますが、その機能を著しく低下させることはありません。

1.5 「侵害クレーム」とは、適用されるサブスクリプション期間中、お客様が本契約および本契約の各補遺条項に従って本製品を使用したことが、当該当事者の特許、著作権または商標を侵害した、または当該当事者の企業秘密を違法に使用したと主張する、無関係の第三者からお客様に対して提起されるクレームを意味します。

1.6 「注文書」とは、お客様またはお客様の代理を務めるリセラーが本契約に基づきサブスクリプションを購入する際に、Elasticが提供する注文書を意味します。

1.7 「本製品」とは、ソフトウェアを意味します。

1.8 「再販業者」とは、利用権対象物の販売促進および再販を行うことをエラスティックが許可した第三者を意味します。

1.9 「ソフトウェア」とは、サブスクリプションに基づきお客様の施設内またはお客様のパブリッククラウドアカウントで使用するためにライセンスされたエラスティックのソフトウェアで、該当するサブスクリプション期間中にエラスティックがお客様に対して一般的に提供するすべてのアップデートおよび新リリースを含みます。

1.10 「サブスクリプション」とは、一定の期間、本製品を所有、使用、および/またはアクセスし、関連するサポート サービスを受けるお客様の権利をいい、いずれの場合も、該当する注文書に規定され、該当する補遺に従うものとします。

1.11 「サブスクリプション レベル」とは、お客様が購入したサブスクリプションのレベルを意味します。お客様が購入したサブスクリプションのレベルにより、サブスクリプションに含まれる本製品に関して、お客様が使用する資格を有する適格な機能および特長、ならびにお客様が受領する資格を有する特定のサポート サービス（もしあれば）が決定されます。

1.12 「サブスクリプション期間」とは、サブスクリプションが有効である期間を意味し、本契約の第 8.1 項に詳述されています。

1.13 「サポート サービス」とは、サブスクリプションに含まれる場合、該当する本製品のメンテナンスおよびサポート サービスをいい、該当するサポート サービス ポリシーにその詳細が記載されています。

1.14 "サポートサービスポリシー"とは、該当する補遺で参照されるURLでさらに説明されている、本製品に関するElasticのサポートサービスポリシーを意味します。

2 契約範囲

2.1 製品利用規約。該当する商品の追加条件は、添付の補遺に記載されています。

2.2 サブスクリプションの注文。サブスクリプションの注文は、お客様がエラスティックにオーダーフォームを提出することにより行うことができます。非

米国政府顧客は、締結された各注文書が参照により本契約に組み込まれ、本契約の条件に準拠するものとする。米国政府顧客の場合、本契約は、FAR 12.212(b)に規定されるとおり、政府契約または注文の補遺となるものとします。

2.3 リセラーを通じて購入するサブスクリプション。両当事者は、お客様がリセラーを通じて、本契約が適用されるサブスクリプションを購入することに同意します。複数年のサブスクリプションを含め、リセラーを通じて購入したサブスクリプションの注文は、お客様によるキャンセルの対象とはなりません。お客様がリセラーを通じてサブスクリプションを購入する場合、リセラーは、本契約を参照し、お客様を「発送先」とし、リセラーを「請求先」とするサブスクリプションの購入に関する注文書をエラスティックと締結し、リセラーとお客様は、当該サブスクリプションについてお客様がリセラーに支払う料金、および両者間に適用されるその他の条件について定める個別の契約を締結します。エラスティックは、リセラーから支払いを受けることを条件として、本契約の条件に従い、当該注文書に基づくサブスクリプションを提供する責任をお客様に負うことに同意します。お客様は、エラスティックが、かかる別個の契約に基づくリセラーのお客様に対する義務、リセラーの作為もしくは不作為、またはリセラーがお客様に提供した第三者の製品もしくはサービスに対して責任を負わないことを、ここに認めるものとします。誤解を避けるため、お客様がリセラーを通じてサブスクリプションを購入する場合、以下の第3.1条および第3.2条は適用されません。

3 支払いと税金

3.1 支払い。エラスティックは、各注文書に基づき、またはその他本契約に基づき支払うべき料金をお客様に請求し、お客様は該当する請求書を受領後30日以内に当該料金を支払うものとします。請求書はすべて、該当する注文書に記載された通貨で支払われます。支払

いは、相殺またはチャージバックの権利なしに行われるものとします。本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約に基づきお客様が行ったすべての支払いは、本契約または本契約に基づきお客様が行ったすべての支払いに充当されるものとします。

また、本契約に基づく、または注文書に基づく支払いの約束はキャンセルできない。

3.2 **税金。**注文書に記載されたすべての料金には、本契約に基づきお客様が購入されたサブスクリプションの課税対象コンポーネント（もしあれば）の引渡しまたは使用に対して課される、適用される売上税、使用税、付加価値税および物品税（以下、総称して「税金」といいます）は含まれません。税金には、エラスティックまたはその関連会社の純利益に対する税金は含まれません。お客様が有効な州の売上税、消費税、物品税の免税証明書またはダイレクトペイ許可証をエラスティックに提供し、エラスティックが該当する請求書にかかる税金を別途記載しない限り、お客様は全ての税金を支払い、単独で責任を負うものとし、お客様が本契約に基づく本製品および／またはサポートサービスの引渡しまたは使用に対して請求された金額の一部を控除または源泉徴収することを外国の政府当局から要求された場合、お客様は、エラスティックへの支払総額を当初請求された金額と同額にするために必要な金額だけ、エラスティックへの支払額を増額するものとし、

4 機密情報

4.1 **機密情報。**両当事者は、本契約を履行する過程で、相手方当事者の製品（商品、サービス、ソフトウェアなど）に関する情報、または両当事者自身に関する情報であって、秘密かつ専有的な性質を有する情報（以下「**秘密情報**」といいます）を入手する可能性があることを認めます。秘密情報には、Elastic社またはお客様の事業戦略およびマーケティング戦略に関する資料およびすべての通信が含まれます。これには、従業員リストおよび顧客リスト、顧客プロフィール、プロジェクト計画、設計書、製品戦略および価格データ、調査、広告計画、リードおよび供給源、開発活動、設計およびコーディング、本製品および／またはサポートサービスとのインターフェース、本契約に基づき提供される本製品および／またはサポートサービスに関連していずれかの当事者から他方の当事者に提供されたものが含まれますが、これらに限定されません。これには、コンピュータプログラム、技術図面、アルゴリズム、ノウハウ、数式、プロセス、アイデア、発明（特許を取得できるか否かを問わない）、回路図、その他の技術計画、および当事者のその他の情報であって、口頭、印刷、書面、グラフィック、写真、またはその他の有形形式（電子的に受信、保存、または送信された情報を含む）で提示されているか否かにかかわらず、その性質上、独占的な機密情報であることが合理的に予想されるものが含まれますが、これらに限定されません。秘密情報には、受領当事者が作成した上記のメモ、要約、分析も含まれます。

4.2 **不使用および非開示。**両当事者は、本契約期間中およびその後も常に、商業上合理的な注意（ただし、いかなる場合も、受領当事者が自らの秘密情報を保護するために使用するのと同程度の注意を下回ることはない）を払って、相手側当事者のすべての秘密情報を信頼および秘密に保持するものとし、本契約に基づく義務の遂行に必要な

場合を除き、かかる秘密情報を使用しないものとする、ただし、各当事者は、相手方当事者によって書面により承認された場合、または本契約に基づく権利を行使するために必要な場合には、相手方当事者の秘密情報を開示することができるものとし、

4.3 **非適用。**守秘義務は、(i) パブリックドメインに入った、またはその他の方法で一般に入手可能な情報には適用されないものとし、ただし、そのような入り込みまたは入手が、当事者の本契約違反の結果である場合を除きます；(iii) 本契約に基づく開示の後に、受領当事者が、当該情報を開示する権利を有する第三者から非機密ベースで入手した場合、または(iv) 適切な文書により証明されるとおり、受領当事者が秘密情報を一切使用せずに開示した場合。

4.4 **本契約の条件。**法律または政府規制によって要求される場合を除き、いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意なしに、本契約の条件を開示、宣伝、または公表してはなりません。ただし、いずれの当事者も、秘密保持契約または守秘義務の条件に従って、潜在的な買収者、該当する取引に関与する紹介パートナー、会計士、弁護士、および関連会社に本契約の条件を開示できるものとし、

契約。お客様が本製品をホストするために第三者プロバイダを使用している場合、当該プロバイダは、守秘義務に従って、本契約の条項または該当する本製品のお客様の使用に関連する情報も受領することができます。

4.5 法律に基づく開示。本契約に反対の規定がある場合でも、各当事者は、適用される法律および/または管轄権を有する裁判所またはその他の政府機関からの命令に従うため、およびかかる命令に従うことに関連してのみ、相手側当事者の秘密情報を開示することができます：(i) 法律で禁止されていない限り、その命令から開示までの時間が合理的に許せば、相手側当事者に事前に書面による通知を行い、時間が許さない場合は、その命令に従った後速やかに相手側当事者に書面による通知を行い、(ii) 相手側当事者の費用と負担で、相手側当事者に全面的に協力し、保護命令、機密扱いを求めるか、またはそのような開示に反対または制限するためのその他の手段を講じる場合。各当事者は、適用される命令を遵守するために合理的に必要であると相手側当事者の弁護士が判断した範囲を超えて、相手側当事者の秘密情報を開示してはなりません。

5 保証および保証の否認

5.1 限定的サポートサービス履行保証。エラスティックは、一般に認められた業界の慣行に合致し、適用されるサポートサービスポリシーに従い、専門的かつ職人的な方法でサポートサービスを実施することを保証します。上記の保証に違反した場合、Elasticの唯一の義務、およびお客様の唯一の救済は、Elasticが該当するサポートサービスをお客様に追加費用なしで再実行することとします。

5.2 製品性能の限定保証。エラスティック社は、適用されるサブスクリプション期間中、サブスクリプションに基づきエラスティック社が提供する形態の本製品が、全ての重要な点においてドキュメンテーションに従って動作することを保証します。上記の保証に違反した場合、エラスティックの唯一の義務であり、お客様の唯一の救済は、(i)本製品がドキュメンテーションに従ってすべての重要な点において動作しないことを修正すること、または(ii)エラスティックが該当する不適合の通知を受領してから30日以内にそのような修正を提供できない場合、お客様は関連するサブスクリプションを終了することを選択することができ、エラスティックは当該サブスクリプションに対してお客様がエラスティックに支払った前払いの未使用料金を速やかにお客様に返金することとします。本条に定める保証は、本製品もしくは本製品のベータ版の試用、または本製品もしくはその一部が(a)本契約および/もしくはドキュメンテーションに従って使用、インストール、操作、修理もしくは保守されていない場合、または(b)ドキュメンテーションにおいてElasticが特定した仕様に適合しない機器、製品もしくはシステムで使用された場合には適用されません。さらに、ここに定める保証は、該当するサブスクリプション期間中に保証請求の通知がエラスティック社になされた場合にのみ適用され、エラスティック社が供給していないソフトウェアまたはハードウェアに起因するバグ、欠陥またはエラーには適用されません。

5.3 保証の免責。上記第5.1条および第5.2条または該当する補遺に規定されている場合を除き、製品およびサポートサービスはいかなる保証もなく「現状のまま」提供されるものとし、エラスティック社は本契約に基づきお客様に提供された製品およびサポートサービスまたは資料に関して、明示、黙示、法定を問わず、いかなる追加保証も行いません。適用される法律で許容される最大限の範囲において、エラスティック社は、本契約に基づきお客様に提供された製品およびサポートサービス、ならびに資料に関して、商品性、特定目的への適合性、および非侵害に関するすべての黙示的保証を明確に否認します。

5.4 ハイリスク活動の禁止。お客様は、本契約に基づき提供される製品およびサポートサービス、またはいかなる資料も、その使用または故障が死亡、人身傷害、環境または物的損害につながるものが合理的に予想される危険性の高い活動（原子力施設の創設または運営など）に使用してはならないものとします、

航空機、自律走行車、兵器システム、生命維持システム)。

6 侵害訴訟

6.1 エラスティックの義務エラスティック社は、その費用負担において、いかなる侵害クレームも防御または解決し、(i)エラスティック社が同意した当該侵害クレームの和解、または(ii)当該侵害クレームにおける救済または救済措置として、管轄権を有する裁判所が当該第三者に対して最終的に裁定した損害賠償からお客様を免責し、支払います。エラスティック社は、お客様の責任または不正行為を認めることを要求する和解契約、または侵害クレームの対象である本製品および／またはサポートサービスの使用を中止する義務以外の義務をお客様に課す和解契約の場合は、上記の制限に抵触する当該和解契約の条件についてお客様が最初に書面で同意した場合を除き、侵害クレームに関していかなる和解契約も締結しないものとします。

6.2 除外。エラスティック社は、侵害クレームまたはその結果生じた裁定が、以下のいずれかに基づいているか、または以下のいずれかに起因する場合、お客様に対していかなる義務も負わないものとします：(i) 侵害クレームが特許侵害を申し立てている場合、お客様が特許協力条約の締約国でない国で本製品を使用した場合、(ii) お客様がエラスティックから当該アップデートの入手可能性および当該アップデートが侵害問題に対処している旨の通知を受領してから30日以内に、お客様が侵害クレームを回避することができる本製品のアップデートを使用しなかった場合；(iii) エラスティック社によって、またはエラスティック社のために行われたものではない本製品の変更、(iv) エラスティック社によって提供されたものではない、またはエラスティック社の製品またはサービスとしてブランド化されていない他の製品、サービス、または機器と本製品との組み合わせ、操作、または使用（かかる組み合わせがなければ侵害クレームがなかった場合）、(v) 本契約の条件に従った以外の本製品の使用、(vi) 本製品に含まれる第三者のオープンソースソフトウェア。

6.3 一定の救済。(i)お客様が本製品を継続して使用する権利を取得する、(ii)本製品を変更することにより、本製品を非侵害とするが、実質的に同等の機能を有するものとする、または(iii)(i)もしくは(iii)のいずれにも該当しない場合、エラスティック社は、自らの費用と選択により、本製品を使用する権利を取得することができます。

(ii) エラスティック社の合理的な判断により、商業上合理的な選択肢であると判断される場合、お客様の本製品を使用する権利を終了し、お客様の書面による要請があれば、該当する全ての注文フォームを終了し、当該終了した注文フォームに基づきお客様がエラスティック社に支払った未使用の前払い料金をお客様に速やかに返金するものとします。

6.4 条件。本条第6項におけるエラスティックの義務は、お客様が (i) 侵害のおそれまたは係争中のクレームについて、速やかに書面にてエラスティックに通知することを条件とします。ただし、かかる通知を行わなかったことにより、該当する侵害クレームを防御または解

決する能力が著しく害される場合に限り、エラスティックは本条第6項に基づく義務を免除されます、(ii) 侵害申立の防御および／または解決に関連してエラスティックが要求する合理的な支援および情報を、エラスティックの費用負担でエラスティックに提供すること。また、(iii) 米国政府以外のお客様の場合のみ、侵害クレームの弁護および解決に関する唯一の管理権をエラスティックに委ねるものとします。お客様の弁護士は、お客様の費用負担で侵害クレームの弁護に参加する権利を有しません。米国政府のお客様の場合、お客様は合衆国法典第28編第516条の規定に従って代理人を務めるものとします。お客様は、Elasticの書面による事前の同意がない限り、係争中またはそのおそれのある侵害クレームに関して、いかなる容認または不利な陳述、和解、妥協、または判決への同意も行わないものとします。

6.5 排他的救済。本第6条の前述の規定は、本製品および／またはサポートサービスによる特許権、著作権、商標権、その他の知的財産権の侵害、または企業秘密の不正流用に関するエラスティックの全責任および義務、ならびにお客様の排他的救済を規定するものです。

7 責任制限

7.1 除外される損害。お客様もしくはエラスティック社、またはそれぞれの関連会社は、いかなる場合においても以下の責任を負いません。

利益の損失、使用の損失、事業の中断、データの損失、代替品またはサービスの費用、あるいは本契約の履行または不履行に関連または起因するあらゆる種類の懲罰的、間接的、特別、付随的、または結果的な損害については、契約違反または過失を含む不法行為として申し立てられたか否かにかかわらず、たとえ当事者がそのような損害の可能性について知らされていたとしても。

7.2 損害賠償の上限。(i)第4条に基づく当事者の義務違反、(ii)第6条に基づくエラスティックの義務、(iii)本契約および各注文書の第3条に基づきお客様が支払うべき金額、および(iv)本契約または補遺契約に規定されたお客様の使用制限違反に関する場合を除き、いかなる場合においても、エラスティックまたはお客様の注文書に基づく累積責任の総額は、当該注文書の直前の12ヶ月間に、当該注文書に基づいてお客様がエラスティックに提供または利用可能な影響を受ける製品および/またはサポートサービスに対して、本契約に基づいてお客様がエラスティックに支払った金額または支払うべき金額を超えないものとします、いかなる注文書に基づくエラスティックまたはお客様の累積責任は、責任を生じさせる最初の事象が発生する直前の12ヶ月間において、当該注文書に基づいてお客様に提供された、および/または利用可能な、影響を受ける製品および/またはサポートサービスに対して、本契約に基づいてお客様がエラスティックに支払った、または支払うべき金額を超えないものとします。

7.3 取引の基礎。本第7条に定める責任の配分は、両当事者の合意および交渉による理解を表すものであり、本契約に基づき提供される製品および/またはサポートサービスに対するエラスティックの対価は、かかる配分を反映したものです。上記の制限、除外および免責は、救済措置がその本質的目的を達成できない場合であっても、適用される法律が許容する最大限の範囲において適用されます。

8 期間と終了

8.1 サブスクリプションの期間。下記第 8.3 項に従って早期に終了されない限り、各サブスクリプションは、該当する注文書に記載された最初の開始日および最後の終了日に従って開始し、満了するものとします(かかる注文書の全期間およびその更新期間、それぞれを別個の「**サブスクリプション 期間**」とします)。各サブスクリプションは、いずれか一方の当事者が、その時点のサブスクリプション期間が満了する 30 日前までに、サブスクリプションを更新しない意向を他方当事者に書面で通知しない限り、1 年間の新たなサブスクリプション期間(または、当事者によって締結される更新注文書に記載される期間)で自動的に更新されるものとします。疑義を避けるため、本契約の契約期間は、サブスクリプション契約期間と共通するものとします。

8.2 終了米国政府以外のお客様: サブスクリプション。各当事者は、非解約当事者が当該サブスクリプションに関して本契約の重大な違反を犯し、通知当事者からの書面による要請後 30 日以内に当該違反を是正しなかった場合、相手方当事者に書面で通知することによ

り、サブスクリプションおよび関連するすべての注文書を解除することができます。ただし、本(a)項に基づくサブスクリプションの終了は、他のいかなるサブスクリプションの終了をももたらすものではありません。米国政府顧客: 終了は、連邦調達規則(「FAR」)第 52.212-4 条(l)および(m)、ならびに契約紛争法(41 U.S.C. § 601-613)に準拠するものとします。

8.3 存続。(ii)第 3 条に基づき発生した支払義務、本契約の第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8.3 条、および第 9 条の規定は、かかる満了または終了後も存続するものとします。

9 一般

9.1 腐敗防止。各当事者は、1977 年米国海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act of 1977)、2010 年英国贈収賄防止法 (Bribery Act of 2010)、および同様に適用される腐敗防止法および贈収賄防止法(以下「**腐敗防止法**」)を含むがこれらに限定されない、適用されるすべての米国および外国の腐敗防止法を認識し、理解し、遵守しており、今後も遵守することを認める。各当事者は、その代理を務める者が、旅行も含め、金銭またはその他の有価物を直接的または間接的に贈与、申し出、合意、約束しないこと、または贈与を許可しないことに同意します、

(a)政府役人または職員（政府所有および政府管理下にある企業または機関、公的国際機関の職員を含む）に対して、有利な行動や行動からの回避、または違法な影響力の行使に対する違法な誘引または報酬として、接待または贈答品を贈ること、(b)政党、政党関係者、候補者、(c)上記のいずれかに支払うための仲介者、または(d)許可やライセンスの取得、ある人物へのビジネスの指示など、ビジネスやあらゆる商業的利益を獲得または保持するための腐敗的または不適切な努力において、その他の人物または団体に支払うこと。いかなる人物に対する不適切な支払い、条項、賄賂、キックバック、影響力の支払い、またはその他の違法な条項は、本契約で禁止されています。

9.2 割り当て米国政府以外のお客様: ただし、(i) 本契約に基づく譲渡当事者の義務を満たすことができる関連会社、または (ii) 譲渡当事者の資産のすべてまたは実質的にすべての合併、買収、または売却に関連する権利承継者に、本契約全体を譲渡する場合は、そのような同意は必要ありません。本条に違反する譲渡は、当初から無効であり、効力を有しないものとします。上記を条件として、本契約は、両当事者およびそれぞれの許可された後継者および譲受人を拘束し、その利益を受け、執行可能です。米国政府のお客様: 関連し適用される範囲において、いかなる譲渡も FAR 42.12 Novation and Change-of-Name Agreements、および FAR Clause 52.232- 23, Assignment of Claims (JAN 1986)に従うものとする。

9.3 弁護士費用。規制、行政、法律、衡平法を問わず、本契約の条項の執行または解釈のために訴訟または訴訟手続が開始または開始された場合、かかる訴訟または訴訟手続において勝訴した当事者は、かかる勝訴当事者が権利を有するその他の救済に加えて、合理的な弁護士費用、専門家証人費用、訴訟費用、および経費を回収する権利を有するものとする。本契約で使用される「勝訴当事者」には、支払義務があるとされる金額の支払い、違反したとされる条項の履行、または訴訟で求められる救済と実質的に同等の対価と引き換えに、本契約に基づく回復のための訴訟を却下する当事者が含まれるが、これらに限定されない。上記にかかわらず、米国政府顧客については、連邦法および規則で認められている場合を除き、弁護士報酬、鑑定人報酬、訴訟費用、および経費を受け取る権利はないものとします。

9.4 カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA)。エラスティックは、CCPA1798.140(v)条に定義される「サービスプロバイダー」です。そのため、エラスティックは、本契約期間中、お客様から受領したいかなる個人情報 (CCPAに定義される) も、本契約に規定される本製品および/またはサポートサービスの提供という特定の目的、または本契約に規定されるその他の事業目的以外の目的のために、保持、使用または開示しないものとします。

9.5 お客様の特定。エラスティック社は、お客様の事前の書面による同意がない限り、エラスティック社のウェブサイト、エラスティック社が発行するプレスリリース、その他の販促物において、お客様を本製品のユーザーとして特定しないものとします。

9.6 輸出管理。お客様は、本製品、サポートサービス、およびこれらに関連する技術が、輸出管理規則 (「EAR」) (15 C.F.R. Part 730-774 (2010))、および経済制裁規則およびガイドラインの対象となることを認めるものとします。

米国財務省外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control)。お客様は、現在および将来にわたり、かかる輸出管理に関する全ての法律および規制を遵守するものとし、かかる法律または規制に反するいかなる者に対しても、エラスティックの商品、ソフトウェアまたは技術を輸出、再輸出、その他の方法で譲渡したり、エラスティックのソフトウェアまたは技術を開示したりしないものとします。お客様は、本製品へのリモートアクセスは、状況によっては本製品の再輸出とみなされる場合があります。従って、以下の法令に反して許可されない場合があることを認めるものとします。
米国の輸出管理法および規制。

9.7 フィードバックお客様、お客様の関連会社、およびそれぞれの代理人は、本製品および/またはサポートサービスに関するフィードバック (以下「フィードバック」といいます) をエラスティック社および/またはその関連会社に提供することができます。ただし、その際、本契約第4条に基づく守秘義務に違反してはなりません。

9.8 不可抗力。支払い義務に関する場合を除き、いずれの当事者も、当該当事者の合理的な支配を超える原因または状態の結果として、本契約に違反した、または不履行に陥ったとみなされることはありません。

9.9 将来の特徴および機能。お客様は、エラスティックのウェブサイト、プレゼンテーション、プレスリリース、または公式声明で言及されている製品の機能または特徴で、現在利用可能でないもの、またはGAリリースとして現在利用可能でないものは、予定通りまたは全く提供されない可能性があることを理解し、同意するものとします。エラスティックの製品に記載されている機能または特徴の開発、リリース、および提供時期については、エラスティックの独自の裁量に委ねられます。従って、お客様は、注文フォームが実行された時点で現在利用可能な特徴や機能のみに基づいて製品を購入することに同意するものとし、将来の特徴や機能を期待するものではありません。

9.10 準拠法、裁判管轄、および裁判地。

(a) **カリフォルニア州の米国政府以外のお客様**。お客様がカリフォルニア州に所在する場合（該当する注文書に記載されたお客様の住所により判断される）、本契約は、抵触法の原則にかかわらず、カリフォルニア州法に準拠するものとし、本契約に基づくすべての訴訟は、カリフォルニア州北部地区の連邦裁判所、または同裁判所が主題管轄権を欠く場合は、サンタクララ郡に所在するカリフォルニア州裁判所においてのみ提起されるものとします。**すべての米国政府顧客**：所在地にかかわらず、すべての米国政府顧客については、本契約は連邦契約法に準拠するものとします。

(b) **カリフォルニア州以外の米国政府のお客様**。お客様がカリフォルニア州以外に所在する場合（該当する注文書に記載されたお客様の住所により判断される）、本契約は、抵触法の原則に関係なく、デラウェア州法に準拠するものとし、本契約に基づくすべての訴訟は、デラウェア州地区連邦裁判所、または同裁判所が主題管轄権を欠く場合は、デラウェア州ウィルミントンに所在するデラウェア州裁判所においてのみ提起されるものとします。

(c) **すべてのお客様**。本契約は、1980年の国際物品売買契約に関する国連条約に準拠しないものとします。両当事者は本契約により、上記 (a) または (b) に定める適用裁判所における訴訟または訴訟手続において、人的管轄権の欠如、不適切な裁判地、*裁判地不適用*、または同様の主張もしくは抗弁の申し立てに基づき、いずれかが有する可能性のある一切の主張および抗弁を取り消し不能な形で放棄するものとします。

(d) **衡平法上の救済**。第4条のいずれかの当事者による違反または違反のおそれは、法律上の損害賠償では十分な救済が得られないような回復不能な損害をもたらす可能性があるため、違反のない当事者は、保証金の支払いを要求されることなく、差止救済を求める権利を有するものとする。上記にかかわらず、両当事者は、米国政府の顧客に関しては、連邦法および規則に明示的に規定されていない限り、ま

たその範囲内において、衡平法上の救済が利用できない場合があることを認める。

9.11 悪意のあるファイルに関する免責事項お客様による特定のElasticセキュリティ製品の評価を容易にするため、Elasticは悪意のあるファイル、コード、または同様のデータのサンプルをお客様に提供することがあります。これらのサンプルは、お客様の許可を得た場合のみ、当該ファイルの内容に関する通知とともにお客様に提供されます。エラスティックは、お客様のデータまたはデバイスへの損害を含め、これらの資料に関するいかなる保証、責任または義務も負いません。

9.12 権利放棄の不存在。いずれかの当事者が、本契約のいずれかの条項の相手側当事者による履行を主張もしくは強制しなかった場合、または本契約に基づく権利もしくは救済手段を行使しなかった場合であっても、当該条項、権利もしくは救済手段を主張もしくは依拠する当該当事者の権利を、当該事例またはその他の事例において放棄または放棄したと解釈または放棄されることはありません。

9.13 通知。本契約に基づくいずれかの当事者から他方への通知またはその他の連絡は、書面により直接または電子メールにより交付された場合、電子メールの返信により受領されたことが確認された場合、または交付もしくは郵送された当該通知のコピーにより1日以内に受領されたことが確認された場合、または適切な宛名を付し必要な郵便料金の切手を貼って注文書に指定された宛先に郵送された場合に、適切に行われたものとみなされます。エラスティック社への通知は、legal@elastic.co 宛に送付することもできます。

本条に基づく通知の宛先は、本条に従って相手方当事者に変更を通知することにより変更される。

9.14 製品メタデータ。本製品はElasticに製品メタデータ（以下に定義）を提供することがあります。製品メタデータには、お客様の個人データ、またはお客様が本製品の使用に関連して処理または保存するコンテンツは含まれません。また、お客様はいつでも本ソフトウェアの製品メタデータを無効にすることができます。Elasticはプロダクトメタデータをセキュリティ、サポート、プロダクトおよびオペレーション管理、研究開発のために使用します。"製品メタデータ"とは、本製品の種類やバージョン、オペレーティングシステムや環境、クラスタの統計情報（ノードの種類や数など）、パフォーマンス（稼働時間や応答時間、エンドポイントセンサーの検出イベントなど）、機能の使用状況など、お客様の本製品の設定や使用に関する統計情報やその他の情報を指します。お客様は以下を行わないものとします。

(i) エラスティックがホストするインフラストラクチャ（以下「**エラスティックホストインフラストラクチャ**」といいます）にアクセスし、本製品メタデータを処理することで、その可用性やパフォーマンスを監視する目的、またはその他のベンチマークや競争目的（競合サービスの設計および/または開発を含むがこれに限定されない）のために使用すること。

(ii) Elastic-Hostedのインフラストラクチャの完全性またはパフォーマンスを妨害すること。

9.15 両当事者の関係。本契約における両当事者の関係は独立した請負業者であり、本契約のいかなる規定も、両当事者間に雇用関係、代理関係、または受託関係を生じさせるものとはみなされず、また解釈されないものとする。各当事者は、税金、控除、源泉徴収、報酬、福利厚生を含むがこれらに限定されない、その人員の監督、指揮、管理、および支払いについて単独で責任を負うものとし、本契約のいかなる規定も、いずれかの当事者が他方の当事者の人員と雇用者-被雇用者関係を結ぶ結果とみなされることはない。

9.16 分離可能性。本契約のいずれかの条項が無効または執行不能と判断された場合、残りの部分は完全な効力を有し、当該条項は当事者の意図を実現するために可能な最大限の範囲で執行され、当該条項を有効かつ執行可能にするために必要な範囲で修正されるものとします。

9.17 完全合意、修正。本契約は、両当事者によって締結された注文書、およびサポート サービス ポリシーとともに、本契約の主題に関する両当事者間の完全な合意を構成し、かかる主題に関する口頭または書面による両当事者間の以前の提案、合意、またはその他の通信に優先し、その条項が適用されます。前述の文書の条件に矛盾がある場合、その矛盾は以下の優先順位に基づいて解決されるものとします：

(i) 該当する注文書（ただし、当該注文書に基づく取引に限る）、(ii) 該当する補遺（その付属書類、添付書類および補遺を含む）、(iii) 本契約、および (iv) サポート サービス ポリシー。疑義を避けるため、両当事者は、本契約により、お客様がサブスクリプションの購入に関連して発注書または類似の文書を発行する場合、その発行は、お客様自身の内部的な管理目的のためにのみ行われるものであり、契約条件を提供する意図で行われるものではないことを明示的に認め、同意するものとします。本契約を締結することにより、お客様の発注書または類似の文書を受領する前であるか後であるかを問わず、両当事者は、かかる発注書または類似の文書の内容により契約上拘束されないという意思を明示的に示すものとし、かかる文書は、本契約を拒絶し、本契約とは無関係なものとみなされ、エラスティックによる本契約の履行は、以下のいずれにも該当しないものとします：(a) 購入注文書または同様の文書に記載または言及されている条件を、お客様が承諾すること；

(b) 本契約の修正、または (c) 本契約を修正するための合意。本契約は、本契約を明示的に修正し、Elasticおよびお客様を代表して正当に権限を与えられた代表者が署名した、その後日付のある書面による修正以外には、修正されないものとします。両当事者は、本契約の条件は相互交渉の結果であることに同意します。従って、いかなる曖昧さも起草者に不利に適用されるという解釈のルールは適用されず、本契約には適用されません。いかなる曖昧さも、その公正な意味として合理的に解釈されるものとし、曖昧な文言を誰が作成したかにかかわらず、一方の当事者に対して厳密に解釈されるものではありません。

エラスティック・ソフトウェア・サブスクリプション補遺

本「ELASTICソフトウェアサブスクリプション補遺」（以下「本補遺」といいます）は、お客様がElasticから1つまたは複数のソフトウェアサブスクリプションを購入する際の追加条件を定めるものです。本補遺に定義されていない大文字の用語は、本契約に規定されている意味を有するものとします。

1 ソフトウェアのライセンスと制限

1.1 ライセンスの付与。適用される全てのサブスクリプション料金の支払いを含む本契約の条件に従い、Elasticは、該当するサブスクリプション期間中、本補遺契約の制限された範囲において、お客様にライセンスを付与します：

(i) プラチナソフトウェア・サブスクリプションの場合、該当する注文書に記載された請求可能ノード数および特定のプロジェクトについて、プラチナ・サブスクリプション・レベルに適用される本ソフトウェアの適格な機能および機能のライセンス。

(ii) エンタープライズソフトウェアサブスクリプションの場合、該当する注文書に記載されたリソースユニット数について、エンタープライズサブスクリプションレベルに適用される本ソフトウェアの適格な機能および特徴に対するライセンス。

1.2 ライセンスキー、引渡しおよび受領。該当する注文書の締結後速やかに、Elasticは、お客様が本追加条項1.1において付与された権利に従って本ソフトウェアを使用するために必要なライセンスキーまたはISOファイルをお客様に交付します。該当する注文書において、本ソフトウェアは、当該ライセンスキーまたはISOファイルが提供された時点でお客様に引き渡されたものとみなされ、本ソフトウェアは、引き渡された時点でお客様により受領されたものとみなされます。

1.3 権利の留保、制限。エラスティックとお客様との間において、エラスティックは、本ソフトウェアおよびその派生物に関するすべての権利、権原および利益を所有します。本補遺契約の第1.1条に明示的に規定されている場合を除き、本ソフトウェアに関するその他のライセンスは、黙示、禁反言またはその他によりお客様に付与されるものではありません。お客様は、以下を行わないことに同意するものとします：(i) 本ソフトウェアまたはその一部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、解読、逆アセンブル、またはその他の方法で人間が読み取り可能な形式にすること。(iv) お客様の社内業務目的、または該当する注文書もしくは当事者によって署名された別の書面による契約において明示的に許可されている場合を除き、タイムシェアリングサービス、SaaS、サービスビューローサービス、またはアプリケーションサービスプロバイダもしくはその他のサービス提供の一部として本ソフトウェアを使用すること；(v) 本ソフトウェアのライセンスキーによる使用制限を回避すること；(vi) 本ソフトウェアのマークおよび通知を変更または削除すること、(vii) エラスティックの書面による事前の同意なしに、ベンチマーク結果を含む本ソフトウェアの操作結果

の分析を第三者（契約者を除く）に提供すること。

1.4 別途ライセンスされたコンポーネント。ソフトウェアコンポーネントの中には、オープンソースタイプのライセンス（以下「**コンポーネントライセンス**」）といいますが適用されるものがあり、Elasticはコンポーネントライセンスのもとでのみコンポーネントを提供する義務を負います。そのようなコンポーネント、コンポーネントライセンス、および提供されなければならないソースコードはすべて、現在、本ソフトウェア / ドキュメントとともに、および / または <https://www.elastic.co/third-party-dependencies>。コンポーネント・ライセンスは、本契約に基づく本ソフトウェアの使用に対して追加の制限または義務を課すものではありません。コンポーネント・ライセンスと矛盾する本契約書の制限は、影響を受けるコンポーネントには適用されません。

1.5 超過ユニットの使用の報告お客様は、ソフトウェアサブスクリプションを、お客様が当該サブスクリプションを購入した請求可能ノード数またはリソースユニット数（該当する場合）を超える請求可能ノード数またはリソースユニット数（以下「**超過ユニット数**」）に関連して使用した場合、速やかに書面にてElasticに通知することに同意するものとします。お客様は、当該通知に、超過ユニットの数及び当該超過ユニットを最初に使用した日を記載するものとします。Elasticは、お客様、または該当する場合はリセラーに対し、当該超過ユニットを日割りで調整した金額を請求します。

最初に使用された日から、該当するサブスクリプション期間の残りの期間。

1.6 監査権。お客様は、Elasticが書面によりかかる権利を放棄しない限り、15日前までにお客様に通知することにより、Elasticがお客様による本ソフトウェアの使用を監査し、本契約に定めるお客様のソフトウェアの使用に関する制限の遵守を確認する権利を有することに同意するものとします。お客様は、このような監査を行うために必要な本ソフトウェアへのアクセスを、(i) 遠隔操作で、または (ii) 遠隔操作が不可能な場合は、お客様の施設において、通常の営業時間内に、12ヶ月間に1回を超えない範囲で、Elasticに提供することに同意するものとします。かかる監査により、お客様が本条項に定める制限を超えて本ソフトウェアを使用したことが判明した場合、お客様は、実際に支払った料金と、かかる制限を遵守するためにお客様が支払うべき料金との差額に相当する金額を、速やかにElasticに支払うことに同意するものとします。本条は、本契約の終了または満了から1年間存続するものとします。

1.7 政府の権利。本ソフトウェア製品は、48 C.F.R. 2.101で定義され、48 C.F.R. Part 12で使用されている「商用コンピューターソフトウェア」であり、「商用コンピューターソフトウェア」および「商用コンピューターソフトウェア文書」で構成される商用品目です。民間機関によって取得された場合、または民間機関を代表して取得された場合、米国政府は、48 C.F.R. 2.101および48 C.F.R. Part 12に規定されるとおり、本契約の条件に従い、本商業用コンピューター・ソフトウェアおよび/または商業用コンピューター・ソフトウェア文書を取得します。

連邦調達規則(FAR)12.212(コンピューターソフトウェア)および12.211(技術データ)およびその後継。国防総省(「DOD」)内のいずれかの機関によって、またはその機関のために、米国政府が本ソフトウェアおよび/または文書を取得する場合、DOD FAR Supplement(「DFARS」)およびその後継文書の48 C.F.R. 227.7202-3 および 48 C.F.R. 227.7202-4 に規定され、かつ 48 C.F.R. 227.7202-4 と一致する本補遺の対象となります。

C.F.R. 227.7202.48 C.F.R. 12.212および48 C.F.R.227.7202に準拠する本「米国政府の権利」条項は、本契約に基づく本ソフトウェアに関連するコンピューター・ソフトウェア、コンピューター・ソフトウェア・ドキュメンテーション、または技術データにおける政府の権利、および本ソフトウェアおよびドキュメンテーションが取得または使用許諾される下請契約における政府の権利を規定する、その他のFAR、DFARS、またはその他の条項または規定に代わるものであり、これらに優先するものです。

1.8 終了または満了後。適用されるサブスクリプションが終了または満了した場合、お客様は、サブスクリプションなしで使用できるようにElasticが提供する本ソフトウェアの特徴および機能のみを使用する権利を有するものとします。

1.9 悪意のあるコード。エラスティック社は、本ソフトウェアがダウンロード可能になった時点で、悪意のあるコードが含まれていないことを保証します。

2 サポートサービス

2.1 サポートサービスの提供。適用されるサブスクリプション期間中、Elasticはサポートサービスポリシーに従ってお客様にサポートサービスを提供します:

(a) プラチナ・サブスクリプションの場合、対象となるプロジェクトについて、サブスクリプションに含まれる該当する請求可能ノード数を上限とします; および

(b) エンタープライズ サブスクリプションの場合、サブスクリプションに含まれるリソース ユニット数を上限とします。

サポート サービスは、インターネットを介した電子的な遠隔操作により、また、購入したサブスクリプション レベルに応じて該当する場合は電話により、お客様に提供されます。誤解を避けるため、サポートサービスは、お客様の施設において直接提供されるものではありません。

2.2 第三者請負業者。お客様によりサポート窓口として指定された場合、エラスティックは1社または複数の請負業者にサポートサービスを提供します。

但し、(i)当該請負業者がソフトウェアをsoftware-as-a-serviceの一部として提供しないこと、(ii)当該請負業者が本契約および本補遺契約の条件を遵守することについて、お客様は引き続きエラスティックに対して責任を負うこと、(iii)当該請負業者が契約上、エラスティックの知的財産および秘密情報を合理的に保護する義務を負うことを条件とします。お客様は、Elasticの書面による要請があった場合、契約者がお客様の指定サポート窓口であることをElasticに確認するものとします。

2.3 **制限。** サポート サービスは、お客様の内部使用（お客様の関連会社による使用を含み、上記第 2.2 項に従うことを条件とします）のためにのみお客様に提供され、(i) 該当する注文書に記載された請求可能ノード数および/またはリソース ユニット数、および (ii) サポート サービス ポリシーに記載されたサポート窓口数に関する適用可能な量的制限に従うものとします。ただし、かかる SaaS オファリングには、本ソフトウェアの特徴および機能に加えて、実質的な付加価値ソフトウェア アプリケーションの特徴および機能が含まれている必要があります。さらに、お客様は以下を行わないものとします：

(a) サポート サービスを使用して、本ソフトウェアに関するコンサルティング、サポート、またはトレーニング サービスをお客様の関連会社以外の第三者に提供すること。

(b) (i) 本ソフトウェアのサポート以外の目的でサポートサービスを利用すること。

(ii) お客様がより低いサブスクリプション レベルを購入したプロジェクトにおけるソフトウェアの使用について、より高いサブスクリプション レベルに基づくサポートを取得すること。

お客様は、本条項の条件を故意に遵守しなかった場合、本契約の重大な違反とみなされることに同意するものとします。

3 その他の定義

3.1 RAMに関する「**アドレス指定可能**」とは、該当するソフトウェアの実行に有益なRAMの量を意味します。

3.2 「(i)Elasticクラウドfor Kubernetes上にデプロイされたソフトウェアについては、BeatsおよびElastic Agentのブランド名で販売されているソフトウェア、(ii)Elasticクラウドfor Kubernetes上にデプロイされていないソフトウェアについては、Beats、Elastic Agent、Logstash、Endgame AgentおよびElastic Endpoint agentのブランド名で販売されているソフトウェアを除きます。

3.3 「**請求可能ノード**」とは、ゴールドまたはプラチナのソフトウェア・サブスクリプションに関して、(i) サブスクリプションの対象となるすべてのプロジェクトにわたって稼働しているノードの数、または (ii) サブスクリプションの対象となるすべてのプロジェクトにわたってすべてのノードがアドレス可能な RAM の合計 GB を 64 で除した数のいずれか大きい数を意味します。非稼働環境に配置されたノー

ドは、課金対象ノードとしてカウントされません。

3.4 「**請負業者**」とは、お客様のためにサービスを実施する第三者請負業者を意味します。

3.5 「ライセンス」とは、(i) オブジェクトコード形式の本ソフトウェアをインストールして使用すること、(ii) ドキュメンテーションの合理的な数のコピーを使用し、内部で配布すること、(iii) 上記(i)および(ii)に定める本ソフトウェアおよびドキュメンテーションを請負業者およびお客様の関連会社を使用することを許可すること（ただし、かかる請負業者による使用は、お客様の利益のためにのみ行われるものとします）；(iii) 上記(i)および(ii)に定める本ソフトウェアおよびドキュメンテーションの使用を、請負業者およびお客様の関連会社に許可すること。ただし、請負業者によるかかる使用は、お客様の利益のみを目的とするものでなければならず、お客様は、かかる請負業者および関連会社による本ソフトウェアの使用に関連し、本契約の条件に反するすべての行為および不作為について責任を負うものとします。

3.6 「ライセンス・キー」とは、ソフトウェアの使用を可能にする英数字のコードを意味します。

3.7 「悪意のあるコード」とは、お客様のコンピュータ・プログラムまたはコンピュータ・システムの動作に害を与えたり、不正な方法で混乱させたり、データを破壊または損傷させたりするように設計されたコードを意味します。明確にするため、「悪意のあるコード」には、サポート・サービスを通じて処理されるソフトウェアのバグやエラー、または本ソフトウェアの標準機能、および／または本ソフトウェアの使用範囲に対する時間的および／またはその他の制限を、お客様に付与されたライセンスの範囲に強制することを意図したライセンス・キーは含まれないものとします。

3.8 「ノード」とは、「Elasticsearch」として知られる本ソフトウェア製品のインスタンスであって、ドキュメンテーションに記載されているように、専用クライアントノード、専用コーディネートノード、専用インジェストノードとして構成されていない、サーバー上で稼働するものを意味します。

3.9 「非生産環境」とは、開発環境、ステージング環境、品質保証環境など、ソフトウェアが生産目的に使用されない環境を意味する。

3.10 「プロジェクト」とは、本ソフトウェアに関する特定のお客様のユースケースを意味し、ノードは、当該ユースケースをサポートする機能の論理的なグループ化において使用するために配備されません。

3.11 「リソースユニット」とは、エンタープライズサブスクリプションに関して、エンタープライズソフトウェアサブスクリプションに関連してお客様によりデプロイされたすべての請求可能なエンタープライズソフトウェアによりアドレス指定可能なRAMの合計GBを64で除した数を意味します。

3.12 「サポートサービスポリシー」とは、

https://www.elastic.co/support_policy/english に記載されているソフトウェアサブスクリプションに関するエラスティックのサポートサービスポリシーを意味し、エラスティックのサポートサービス義務の詳細が記載されています。エラスティック社は、サブスクリプション期間中にサポートサービスポリシーを合理的に変更する権利を有します。ただし、エラスティック社は、サブスクリプション期間中にサポートサービスのレベルを著しく低下させないことに同意します。サポートサービスポリシーの各バージョンの発効日はそこに記載され、エラスティックは各バージョンのアーカイブコピーを保管し、お客様の要求に応じて提供します。サポートサービスポリシーは、参照することにより本規約に組み込まれるものとします。